

清水忠重

トマス・ジェファソンの多数派論
—道徳感覚を通してみた—

Summary

Thomas Jefferson and the Majority

Tadashige Shimizu

Thomas Jefferson's human nature theory supposes that the moral sense (i.e. conscience) implanted in the individual heart is directed to communal good and to bring about social benefits. So great importance is attached to whether one acted according to the dictates of conscience. In a letter to P. Carr, Jefferson says that "you are answerable not for the rightness but uprightness of the decision." Here he lays more stress on the pure motive than the consequences and he believes good intentions always produce good social results. This stand can be defined as a typical heart ethics, which are not the ethics of a statesman but rather those of a moralist or priest. Jefferson, however, does bring this ethics into politics and addresses George III in the "Summary View of the Rights of British America" that "The whole art of government consists in the art of being honest. Only aim to do your duty, and mankind will give you credit where you fail." From a practical viewpoint of politics, we should say that the statesman always bears the responsibility for results and cannot be acquitted for failure because of his pure motive or good intention.

According to Jefferson, the moral sense also argues and works upon not only the individual person, but also a mass of people to act conscientiously. He writes to W. Findley "it is rare that the public sentiment decides immorally or unwisely, and the individual who differs from it ought to distrust and examine well his own opinion." In this idea, the majority is deemed to represent the communal good and the minority is frequently regarded as heretic. If the moral sense is the social norm, and if one lacks this norm and performs acts that deviate from it, he should inevitably be considered as a heretic, i.e., a mentally deformed and socially unqualified person. For this reason, he could not accept and develop a defense theory for the minority's interests and rights. We know that Jacksonian democracy was attended by the "tyranny of the majority." Jeffersonian theory contains no effective preventative for this type of majority abuse and we can say that such a tyranny is one of the legacies of Jeffersonian democratic theory.

はじめに

ジェファソンは人間の本性には、各人が社会生活を営む上でなにをなすべきか、なにをなすべきを指示してくる一種の規範感覚ともいるべき道徳感覚という資質が宿っていると考えていた。この道徳感覚のことをかれは「良心」、「正邪の感覺」、「生まれながらの正義感」などさまざまな言葉で言い換えていた。⁽¹⁾ 本稿ではこの道徳感覚を基礎にすえた人間観がジェファソンの政治的発言や政治行動をどのように規定することになるかという点を検討することによって、ジェファソンの政治論の特徴を再検討することにしたい。

一、心情倫理

ジェファソンの人間論は、個々の人間の内面に宿る道徳感覚を社会規範の感覚としてとらえており、それを共同体の善を目指すものとしてとらえている。したがって個人の善意はそのまま社会（共同体）全体の善へと心情的に直結されているといえる。つまり各人が自分の良心に従うことだが、とりもなおさず普遍的な善への道なのであり、社会全体に尽くす道であるとされているわけで、それは動機を重視するいわゆる心情倫理の立場を生むことになる。人間の行動を評価する際、その人物の行動が引き起こした結果に注目するのではなく、動機が純粹であったかどうかという点に注目するわけである。

たとえばカーにあてた手紙（一七八七年八月一〇日付）のなかでジェファソンは、「あなたは決断の正しさに対しても、決断の誠実さに對して責任をとらなくてはなりません」⁽²⁾ と述べている。下した判断は間違っていてもいいのであり、結果の如何は問わない。重要なのはむしろ、その決断が誠実になされたかどうかという内面性の問題なのである。結果に対しても責任をとれというのではなく、動機の誠実さや純粹性を重視するという点で、ここには典型的な心情倫理の立場が表明されているといえる。

ジェファソンは個人の私的活動領域でこうした立場を説き勧めているだけではなく、注目すべきことに政治の領域にも心情倫理を持ち込んでいる。独立宣言の二年前に起草した「イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約」（一七七四年八月）のなかで、かれはイギリス国王に向かって次のように進言している。

「正邪に関する大原則はどんな読者にも容易に理解できるものです。

この原則を追求するのに、数多くの助言者の手助けなどりません。政治の要諦はいつにかかって誠実さにあります。ただあなたの義務を尽くすよう心がけてください。そうすればたとえあなたに失政があつても人類はあなたを信頼するでありますよう」⁽³⁾

この言葉にはジェファソンの二つの考え方がよく示されている。ひとつは道徳上の善悪を判断するのに理性はいらない、無学な人間にも十分できるというカーにあてた手紙に出てくる例の農夫と大学教授の比喩に示されている考え方であり、もうひとつは動機が誠実なら、失政も許されるという心情倫理の発想である。政治家を評価する際、その政治家の

政策がもたらした結果の善し悪しで功罪を評価するのではなく、内面的な心の方や動機を問題にしているという点で、いわばマキャベリ以前の道学者的な立場が示されているといつてもよい。

いうした姿勢はさらに、動機が善ければ客観的形式的な手続きや法律は無視してよいではないかという心情本位の考え方を生むことにもなる。たとえば、ルイジアナの購入に関してジョン・C・ブレッキンリッジ（John C. Breckinridge）にあてた手紙（一八〇二年八月二一日付）の中で、「行政部は国民の利益を大きく増進させる機会をつかまえるために憲法を踏み越える行為をした」ことを認めつつも、この購入は「⁽⁴⁾ てみれば後見人が幼い被後見人の将来のために隣接地を購入してやる、「わたしはおまえのためを思ってよかれと思ってこうしたのだ。」⁽⁵⁾ わたしはおまえのために自分の身命を賭するのが自分の義務だと思つてみれば後見人が幼い被後見人の将来のために隣接地を購入してやる、「わたしはおまえのためを思つてよかれと思ってこうしたのだ。」⁽⁶⁾ わたしはおまえのために自分の身命を賭するのが自分の義務だと思つて出しているわけである。個人的な善意や良心を社会全体の善へと心情的に直結してしまう立場では、結局、自分の行為を正当化する根拠が善意と誠実さという主観的なものに行き着いてしまうといえる。

ジョン・エフ・ソンはまたバーの陰謀事件に際して、陰謀の容疑者をニューオーリンズで強引に逮捕拘禁したワイルキンソン（James Wilkinson）の行為を弁護して次のように述べている。

「緊急時には良き役人というものはすべて、民衆の防衛がかかっているときには、法の厳密な解釈を踏み越えてでも、捨身でことにあたる覚悟がなくてはなりません。超法規的振舞いに際しても、そ

れが思慮分別から出たものであって、私情に発するものでないかぎり、かれの動機が正当性の根拠となるありますよ」（一八〇七年一月三日付、クレイボン William C.C. Claiborne あての手紙）

法の枠組みを踏み越えるおこないをするところ」とのようじいわはここでも結局、主観的な動機や信念に求められているわけで、結局ジョン・エフ・ソンの姿勢にはその都度その都度の実質的な動機づけによって、客観的な形式を踏み破つていく傾向がつねに潜んでいる。すくなくとも主観的な善意でもって法が破られることに対し、そこにはなんら歯止めがない。ジョン・エフ・ソンはこのバーの陰謀事件に関して連邦議会にあてた特別教書（一八〇七年一月二一日付）のなかでは、裁判所の判決がまだ下りてもいい時期に、バーの有罪は「⁽⁸⁾ 疑問の余地がない」といった表明をし、ひとびとから批判を招いているが、大統領の地位にありながら司法部の判断を飛び越して、⁽⁹⁾ ていう軽率な発言をするという点にかれの主観性と独善性の強さがよく示されているといえよう。

II、道徳感覚と多数派世論

道徳感覚を根底に据えたジョン・エフ・ソンの人間観は右に見たように個人レヴェルでは心情倫理を生むが、集団行動の場合にはどのような特徴を派生させるであろうか。この点を見るために、まず道徳感覚が人間の集団行動に対してもどのように働きかけるかという点を見ておこう。この場合、参考になるのは、マディソンにあてた手紙（一七八九年八月二八日付）である。そのなかでジョン・エフ・ソンは「感謝の念（gratitude）が国家

の行動の動機をなすことはありえない」とする見解をきっぱりと退けた上で、「私は、単独で行動するにせよ集団として行動するにせよ、人間にとつて、道徳律は一つしかないと思います。・・・・（中略）・・・・もし一人の人間の道徳が、個人として行動しているかれのうちに正しい振舞い方を喚起するのだとしますと、なぜ百人の人間の道徳が集団行動をしているかれらのうちに正しい振舞い方を喚起しないということがありましょうか」と論じている。つまり個々人に宿っている道徳感覚という善性は集団行動においてもそのまま顕現するのであり、人間集団も善良かつ良心的に行動すると考えていることが分かる。したがって個人の善意が信頼できるのとおなじように、集団（社会の多数派）の善意もまた信頼してよいという楽観的な見方が出てくることになる。

この見方がどのような点で特徴的かといえば、たとえば『ザ・フェデラリスト』第五十五篇に出てくる次の言葉、すなわち「非常に多くの人数からなる議会では、それがどのような性格の人々から構成されていうとも、すべて情念が理性から王杖を奪い取ってしまうものである。たとえアテネ市民がことごとくソクラテスのような人物であったとしても、アテネの議会は依然として暴徒のようになりえていたことである」⁽¹⁾とは違って、ここには人間が集団行動をするときには、個人の場合とはまた違ったそれ独自の力学が作用するという考え方が示されている。たとえ個々人はソクラテスのように思慮深く誠実であっても、それらが集まって集団行動をする段になると、また別の原理が働き、暴徒化することもあるという考え方が示されているわけである。

ジェファーソンの思想を裏から照射してその特徴を浮き彫りするためには、もう一つジェファーソンと対照的な人間観、社会観に立つ人物の言葉を引いておこう。道徳感覚学派の祖とされるシャフツベリを批判した思想家バーナード・マンデヴィルはかれの主著『蜂の寓話』のなかで次のように述べている。

「かように各部分は悪徳に満ちていたが全部そろそろまさに天国であった。

・・・・（中略）・・・・

その国家への天恵はじつに大きくて罪も偉大な国民をつくるのに手をかした」⁽²⁾

ジェファーソンの場合には、個々人の善良な行為の積み重ねがそのまま全体の善をもたらし、悪の集積は悪以外になりようがないのであるが、マンデヴィルの場合には個々人の行動と、それがもたらす全体的な帰結とは截然と区別してとらえられており、個々人は利己的かつ邪悪に振舞うが、しかしそれらの集積体である社会全体は善に満ちているという考え方をとっている。ジェファーソンの立場からすれば利己主義は生來の善性を疊らせるものとして邪惡視されるのみであるが、マンデヴィルの立場では利己主義は人間心理の一面として率直に容認され、立論の前提に組み込まれているわけである。

ところでジェファーソンの考えるよう道徳感覚が個人と集団行動の両者を貫いて発現する、集団行動においてもそのまま顕現するということは、言葉をかえれば、道徳感覚は社会の多数派世論のうちに現れる、多数派が道徳的善の担い手であるということに他ならない。ちなみにジ

エファソンは W・フィンドレー (William Findley) にあてた手紙 (一八〇一年三月一四日付) のなかで、「世論が道徳に反するかたちで、あるいは賢明なふるかたちで (immorally or unwisely) もの」とを決するのは稀なことです。ですかい世論と意見を異にする個人は、⁽¹³⁾自分自身の意見に信を置かず、自分自身の意見のほうを充分検討すべきです」と述べている。多数派の下す判断は内容的にいて正しいのであり、多数派世論は信頼に値するというわけである。しかも右の言葉には多数派世論の一一種の迎合ないし追従を勧めていると受け取られかねないようなニュアンスさえ窺われる。道徳感覚の内在を説く立場ではこのように社会の多数派が道徳的善の扱い手として把握され、その正当性が内在的に根拠づけられるという点にその大きな特徴がある。

このような考え方方はマディソンのいうような「いかなる原理に依拠しない。つまりエファソンが多数派の正当性を実質的、内容的な理由でもつて根拠づけるのに対し、マディソンは便宜性という言葉からも窺われるようだに、たんに頭数が多いという形式的な理由で正当化しているに過ぎないわけである。

エファソンのこうした立場からは、多数派世論に対する十全の信頼が出てくることは明かである。⁽¹⁵⁾それは、「あらゆる共同体は、少数派と多数派に分かれている。前者は富裕で生まれの良いひとであり、後者は人民大衆である。人民の声は神の声であると言わってきた。この格言

はこれまで広く引用され信じられてきたが、事実はそうではない。人民は狂暴でうつろいやすく、かれらが物事を正しく判断したり、決定したりすることは稀である。それゆえ前者の階層に政府における確固とした恒久的な役割を与える」とするハミルトンの多数派觀あるいは一種の愚民觀とは明らかに異質のものである。また「あらゆる種類の経験によれば、大多数の個々人は他の大多数の個々人を抑圧し、党派はつねにではないにせよ、他の党派を抑圧し、多数派はほとんどに少数派を抑圧する」といった事態を憂慮するジョン・アダムズの危惧や、政府の「政策があまりにもしばしば、正義の原則と少数派の権利を擁護する方向ではなく、私的利害に関心づけられた圧倒的な多数派の力の優位によって決定される」ことに不安を抱くマディソンのような危惧も出てこない。むしろエファソンの念頭にあるのは、史家コーケがつとに指摘したように、多数派による横暴よりもむしろ少数派の脅威に対する不安であったといえる。⁽¹⁶⁾

三、少数派の異端視

エファソンにおいては多数派が人類普遍の善の扱い手であるという考え方が前面に出でることは右にみたとおりであるが、このように多數派への信頼感が強いということは、じつはそれと逆比例してそのぶんだけ少数派を異端視する態度が出てくることを意味している。ちなみにかれはローにあてた手紙 (一八一四年六月一三日付) のなかで、わたしは「道徳本能の普遍的存在を心から信じます」と述べた後、これにすぐ

続けて「わたしは道徳本能は人間本性 (human character) にむりばめられたもとも輝かしい宝石であり、これの欠如はこのうえなく恐ろしい身体上の奇形よりももと見苦しいことであると考えています」⁽²⁰⁾と述べているが、道徳感覚はこのように人間に植え付けられた人類普遍の規範意識であるがゆえに、これからそれたものはいわば精神上の奇形、社会の不適合分子として異端視されかねないということになる。そして多数派が道義的に正当化されるのと逆比例して少数派は社会規範から外れたものとして、マイナス方向に価値づけされるわけで、こうした立場からは少数派を擁護する論理が出てこないだけでなく、逆に少数派の排除を正当化する不寛容な論理すら出てきかねない。

こうした意味での不寛容さを示す発言をひとつ具体的に引いておこう。ジェファソンはジラーダン (L.H. Girardin) にあてた手紙 (⁽²¹⁾一八一五年三月一二日付) のなかで、次のように述べている。

「社会は、その人物（具体的にはジョサイア・フィリップスとその一派——筆者）の存在そのものが他者の生存と相容れないようなものを、成員名簿から抹殺する (erase) 権利があるということに誰ひとり疑いをさし挟みませんでした。またそうした者から法の保護を取り去り、市民の間からかれを流罪によって、あるいは必要とあらば、死刑によつて除去してしまう権利があるということに誰ひとり疑いをさし挟みませんでした」⁽²²⁾。

異端的な人物は社会の成員名簿から抹殺されてもいたしかたないという露骨な表現からも窺われるよう、この手紙は異質なものに対するジェファソンの違和感がいかにもよく出たものとなつてゐるが、この手紙

の書かれた背景を理解するには、ジェファソンが中心になつて制定されたいわゆる私権剥奪法と呼ばれる法律について少し説明をしておかねばならない。

一七八八年五月の初めにヴァージニア州で独立反対派のジョサイア・フィリップス (Josiah Philips) とその一派が暴動を起こしたという情報が伝わった際、当時州議会の指導者であったジェファソンは同年五月末に私権剥奪法という法律を制定して、きわめて性急にフィリップス一派の弾圧に乗り出している。この法律は議会が犯罪者とみなした人物を、適法手続きを抜きにして（つまり裁判にかける手間などを省いてしまつて）処罰することを正当化したものであり、誰であろうとフィリップス一派を見つけ次第殺害しても罪に問われることはないというものであった。⁽²³⁾つまりこの法律は司法部の権限を犯すものであり、ジェファソン自身が重視した三権分立の精神を正面から否定するものであつた。ジェファソンにきわめて好意的なボイドのような歴史家ですら、「このような法律がトマス・ジェファソンによつて提案され起草され、かれのイニシヤティヴのもとに立法化されたということを知るのは、どう控え目にいっても驚きとしかいよいのがない」と慨嘆せざるをえなかつたのも当然であった。

ジェファソンのとつた措置は、革命という大義名分に刃向かう異端分子は排除されてもしかたがないという危機感のもとで打ち出されたものなのであらうが、しかしそうした状況の緊急性を考慮にいれてもなおこれが常軌を逸した法律であることに変わりはない。それは今日の歴史家の目から見てそうであるだけではなく、独立革命期のひとびとの常識に照

らしてもやはり行き過ぎであったことは、当時のいくつかの発言に照らしてみて明かである。とくにこの法律によって権限を無視された司法部門のひとびとのあいだには、ジェファソンの越権行為に対する憤懣が根強く鬱積し、それはのちのちにまで尾を引いた。ちなみに、当時ヴァージニア州のアトーニー・ジェネラルの地位にあったエドマンド・ランドルフ (Edmund Randolph) は、ジェファソンが「漠たる報告以上の証拠はないにもまことに」⁽²⁴⁾ フィリップス一派の挙動に過敏な反応を示し、その結果フィリップスが「告訴人や証人と対決させられることなく、自分のための証人を呼ぶ権利すら行使できないまま、死刑を宣告され、その後実際に処刑されることになった」理不尽な事態の推移に大きな憤りの念を表明している。またジョン・マーシャルも、「人間が議会の制定した法律によって、陪審の裁判にかけられることもなく、尋問もなされず、告訴人や証人と対決させられることもなく、国の法律の恩恵を蒙ることもなしに生命を抹消されてしまう」ということを聞かされるとき、われわれははたして政治的な自由や安全を享受していることができるのであろうか⁽²⁵⁾ と述べて、二年前の独立宣言で人間の「生命、自由、幸福の追求」をうたった人物が、実際行動の上ではそれと裏腹な行動に走っていることに痛烈な批判の矢を放つたのであった。

しかしこうした批判の声にもかかわらず、ジェファソン自身はその後も一貫して自分の行為を恥じることはなかった。先ほどのジラーダンにてた手紙のなかでかれは、「この私権剥奪法がイギリスで敗者にたいする勝者の側の復讐の手段として悪用されてきたことは確かです。しかし悪人の手に委ねられたなら、はたしてどんな制度が悪用を免れること

ができるでありますか」と述べて、この法律が過去の歴史で悪用されてきたことを認めつつも、自分は善人であるということを自明の前提にしてものをいっていることからも、それは明らかである。この手紙は私権剥奪法の制定を回顧して四〇年ちかくのちにしたためられたものであるにもかかわらず、なおかつ依然として自分の行為を正当化しているわけで、こうした点から考えるならば、私権剥奪法は決してジェファソンの政治的信条からの逸脱行為や勇足ではなく、むしろ確固とした思想的信念にもとづいて制定されたものであったといえる。

四、ヴァージニア大学の意味

政敵を異端視する独善性は、建国後は今度は北部に対しても向けられることになる。建国後ジェファソンは銀行、紙幣、投機に対する不信感を強め、北部の商業主義的な価値観にあからさまな嫌悪感を示して、南部の牧歌的な生活様式こそが人間の唯一の健全な営みであるという信念を強めていった。北部に対するかれの不信感は一八一二年の対英戦争以後のアメリカ社会の産業主義化を機に、また奴隸制問題をめぐるミズーリ論争（一八一九年）を機に一段と深刻さを増していった。ちなみにクローフォード (William H. Crawford) にてた手紙（一八一六年六月二〇日付）のなかでジェファソンは、国民を幸福にする道は商工業地域を利する政策をとることにあるのではなく、農業立国の道を追求することにあるとし、北部の賭博者的な投機熱に感染した少数派を利することを考えて、誠実な営みに従事している多数派の利益を危険にさらしてはなら

ないという脈絡のなかで、次のように述べている。

「どの社会もその人間関係に關して根本的な原則を定める権利をもっています。そしてそのすべての個人に対しても、次のようにいう権利をもっています。すなわち、もしひとびとがこれらの原則の枠組みをこえた振舞いをして、社会が避けなくてはならない危険をもたらすようなことを考へておるならば、かれらはどこか他の場所に行つて振舞うべきです。われわれはそうした間柄の市民など望んではいなし、一時的な似而非市民などはなおのこと望んではいません、と。われわれはかれらを、ちょうど病気に感染した人間をそうちするのとおなじように、われわれの領土から排除することができます。・・・・あなたはフィスクにあてた手紙のなかで、一、多数派に永遠の戦争を仕掛けてでも、少數派のための不道德な (licitious) 商業と賭博者の投機の道を追求するべきか、それとも、二、抑制された商業と平和とすべてのひとびとにとつての堅実なりわいの道を追求するべきかというかたちで、われわれが選択すべき二者択一を見事なかたちで示されました。もし連邦内のある州が第一の選択肢を選んで、この選択肢を欠いた連邦に留まり続けるよりも分離のほうを選ぶのであれば、わたしは『分離しましょう』ということに躊躇いたしません。むしろわたしは無制限の商業と戦争を好む州には脱退してもらつて、平和と農業を好む州だけと連合することのほうを望んでいます」。

ここに出てくる「われわれはかれらを、ちょうど病気に感染した人間をそうちするのとおなじように、われわれの領土から排除することができる」というのは、かれらの領土から排除することができる

ます」という表現は、「社会はその人物の存在そのものが他者の生存と相容れないようなものを、成員名簿から抹殺する権利がある」として私権剥奪法を正当化した際の表現と発想が酷似している。みずからを多数派とみなし、政敵を賭博的な少數派と規定して、その排除と抹殺を唱える点に著しい発想の類似性が窺えるといえよう。

またドッジ (Joshua Dodge) にあてた手紙（一八一三年八月三日付）のなかではジェファソンは、革命期以来のヴァージニア州とマサチューセツ州のたどつてきた歩みを対比し、ヴァージニアはマサチューセツと違つて「共和主義の基線から髪の毛ひとつすじほどもわき道へそれることはありませんでした」と述べて、南部の歩みを正当化しているが、この表現も自分の共和主義のみを眞の共和主義と見なしたがるかれのイデオロギー的な不寛容さをよく表している。

これらの手紙はジェファソンの不寛容さを言葉の上で表明したものにすぎないが、この不寛容さはヴァージニア大学 (the University of Virginia) の教育政策において実践に移されることになる。一八一五年三月上旬に開校したヴァージニア大学はよく知られているように、ジェファソンが自分の墓碑銘に独立宣言、ヴァージニア信教自由法と並べて刻ませることを希望したものであり、かれがもともと誇りにしていた業績の一つであった。そして事実この大学は数々の進歩的な性格を兼ね備えてゐた。ここには法学部や医学部など八つの学部が設けられたが、神学部や神学教授のポストは置かれていなかつたし、また教科書の選択が当教授の自由裁量にゆだねられていたという点でも寛大であった。ロス

でジェファソンは、ヴァージニア大学が「人間精神の無限の自由」に基
礎を置くことになるであろうとし、その理由として「なぜならここでは
われわれは、真理がどこに導いて行こうとも真理に従って行くことを恐
れてはいませんし、理性が誤りと戦う自由を認められているかぎり、ど
んな誤りをも黙認することを恐れてはいないからです」と述べて、学問
研究を党派性に従属させるべきでないことを力説したのであった。

しかし大学の実際の運営は、かれが公言したとおりになされたわけでは
はなかった。もともとジェファソンがヴァージニア大学を創設した動機
の一つは、南部の子弟の教育は南部の大学でおこなうべきであり、ハーヴィード、プリンストン、イェールなど、有害な思想をふりまく北部の
大学に委ねるべきではないという危機意識に発していた。堕落した北部
の商業主義的な価値の浸透を食い止め、南部の子弟がそれに感染するこ
とを防ぐには、南部に健全な学校を創って、南部の子弟を南部的な価値
観ではぐくまなくてはならないという焦燥感が働いていた。ちなみにブ
リッキンリッジ (James Breckinridge) にあたた手紙（一八二一年二月
十五日付）のなかでジェファソンは、われわれは五〇〇人の青年の教
育をわれわれとは立場と原理を異なる北部の大学の手に委ね、南部の
見解や原理とは相容れないものを吹き込ませていていう点を指摘し
て、「病根はわれわれの存在の根幹を蝕みつつあります。もし早急に食い
止めなければ、手の施しようがなくなるでありますよ」と警告を發して
いる。

したがつてジェファソンがヴァージニア大学の教授人事でもっとも重
視したのは、法学の教授を誰にするかという問題であり、その人物の政

治的、党派的な立場がどのようなものであるかという点であった。マディソンにあたた手紙（一八二六年二月一七日付）のなかで、かれは次のように述べている。「法学の教授を選ぶさいには、われわれはその人物の政治上の原理に徹底して注意を払わねばなりません。・・・もしわれわれが、われわれに託された義務に対して忠実で、警戒を怠らないとし
ますと、一〇年か二〇年のうちに、われわれの州議会の多数派はひとつの学校の出身者によって占められことになるであります。また多くの門下生がその学校の思想を自分たちの州へと持ち帰り、全大衆に影響をおぼすことあります。⁽³²⁾ つまり政治上の原理に関して特定のデオロギー教育を施した同大学の出身者でもって、南部諸州の州議会の多数派を構成しようというのがジェファソンの意図であった。かれは政治学・法学の分野では、「われわれが最善の裁判官であり、この分野ではわれわれが異端を教化してやらねばならない」という独善的な信念を抱いており、この分野で「教えるべき諸原理を設定することは、われわれに課せられた義務である」とすら考えていた。したがつて政治学の教科書は、他の学問分野の教科書とは違つて、これを教授の自由な選択にゆだねるのではなく、ジェファソンを中心とする監察委員会 (the Board of Visitors) が選ばねばならないという方針に固執して、教授の自由裁量権を認めようとはしなかつた。ちなみにジェファソンが起草した監察委員会の決議文は、次のように謳つてゐる。「本大学で教え込まれる政治の諸原理に対して特別の注意を払うのは、そしてこの州および合衆国の憲法が全幅の基礎を置いている諸原理と相いれないと一般に思われるも

のを教えてはならない」ということを定めるのは、本委員会がそのもとで運営されている州政府に対する義務である。とくに本大学の直接の生みの親である州政府に対する本委員会の義務である⁽³⁴⁾。決議文はさらにこれに続けて法学部で使用されるべきテキストとして、ロックの『市民政府論』、シドニーの『政府論』(「Discourses on government」)、独立宣言、『ザ・フェデラリスト』、一七九九年のヴァージニア議会の決議文、ワシントン大統領の告別の辞を具体的に挙げている。教授会を抜きにした

大学外の委員会がこのようにテキストを指定し、かつそのテキストから導き出されるべき意味まで前もって規定しているという点を取り上げて、ハッチングはこのような文書は他のいかなる国でもかつて書かれたことのないものであったと指摘している⁽³⁵⁾。結局ジェファーソンはヴァージニア大学をさまざま異質な思想を並べて取り上げる場としてではなく、共和主義的な思想に対する忠誠心を吹き込むための養成機関として考えていたのであり、しかもなにが共和主義なのか、なにをもって共和主義的と見なすのかに関しては、自分の是認する特定の共和主義思想しか認めないという独善的な方針に固執したのであつた⁽³⁶⁾。こうしたやり方が、かれ自身の説う「人間精神の無限の自由」という理念を正面から否定するものであつたことは明白であり、ここに示されたこの逆説は思想の自由、知的自由に関するジェファーソンの思想的な限界を端的に物語るものであつた。ジェファーソンが自分の目指す理念に対し絶対的な確信を抱いていたということ自体はなんら非難さるべきことではなく、信念の強さ自体はむしろ賞賛されてしかるべきことであるう。しかし自分の信じる理念を民主的なルールや原則を無視しても実現しようとする性

急さと独善性にはきわめて大きな問題が潜んでいるといわねばならない。史家ホフスタッターがヴァージニア大学の教育政策に言及して、ジェファーソンを「教育に党派的立場をもちこむ代表的人物であった」と結論づけたのも当然であった。

おわりに

ジェファーソンはしばしば自由の擁護者あるいは「自由の使徒」(Apostle of Freedom)⁽³⁷⁾といった言葉で表現されてきた。史家ソール・K・パドバー (Saul K. Padover) はジェファーソンを評して、「かれの生涯は自由の理想にさわげられた。かれの著作、とくに（約八万通に及ぶ）膨大な書簡は、自治政府と自由と人間の尊厳のための論議と、あらゆる種類の專制への憎悪に満ちあふれている」と述べているし、史家デューマー・マロウ (Dumas Malone) も「ジェファーソンの主たる関心事は自由を達成し、保持することであった。自由こそが革命におけるかれの活動機のみならず、かれの全生涯を理解する上で唯一最善の手がかりを提供するものである」と好意的に論じている。またジェファーソン本人も自由の擁護者をもつて任じていたふしが窺える。ベンジャミン・ラッセルにあてた手紙（一八〇〇年九月二三日付）のなかでジェファーソンは、「わたしは人間精神に対するあらゆる形態の專制に永遠の敵意を燃やすことを神の祭壇に誓いました」と述べ、第一次大統領就任演説（一八〇一年三月四日）では、「もしわれわれの中にこの連邦を解体したり、共和政体を変革したりすることを望んでいるひとびとがいるとしても、

理性が誤った見解に自由に戦いを挑むことができるところでは、誤った見解というものは許容しておいてもよいのだということを示す不朽の証として、かれらに妨害を加えることなく活動させておこうではありますか⁽⁴³⁾と表明している。

しかし歴史家たちの好意的な評価や、またジェファソン自身の表明にもかかわらず、かれの実際の言動はそれほどリベラルなものではなかつたといわねばならない。ジェファソンを論じる場合、かれの黒人論や奴隸制論に関しては時代的な制約や限界があつたことはよく指摘されるが、かれの民主制論や自由に関する考察に根本的な限界があつたということはあまり指摘されない。しかしわゆる「自由の使徒」的なブリリアントな側面だけでなく、「暗黒面」^(ダーカ・サイド)をも十分射程に入れた上で解釈しないならば、ジェファソン論は一面的なものに終始することになるであろう。

ジェファソンの暗黒面に焦点を当て、かれがいかに市民的自由を抑圧したかという点を論じた数少ない研究書のひとつに、レナード・レビイの古典的な名著『ジェファソンと市民的自由——ダーカー・サイド』がある。本書はジェファソンの自由の抑圧者としての側面を論じつくした力作であり、「自由の使徒」的観点からすれば、いわばその対極に立つものとして高く評価されねばならない。ただ説明方法に関していえば、レビイの視角に不備な点がないわけではない。たとえばレビイはジェファソンの暗黒面をあれほど克明に描きつつも、なぜジェファソンがそうした行動に走らざるをえなかつたかという原因を、もつぱら革命期の差し迫った政治的状況のせいにして説明している。つまりジェファソン本人

の思想は傍らに押しやり、自由の抑圧は状況の緊急性に迫られてやむをえず打ち出された措置であつたという外在的な説明づけに終始している点である⁽⁴⁴⁾。これでは原因の半分しか説明されていないというべきであり、すくなくとも思想内在的な視角と説明が完全に欠落しているとしかいえない。本稿はレビイが欠落させたこの半面を取り上げて、抑圧を生んだ思想面での要因を取り扱つたものである。そしてジェファソンの抑圧的な措置はただたんに外的状況に迫られて打ち出された偶発的なものではなく、原因の一端はかれの思想それ自体のうちに胚胎していたということ、つまり抑圧はジェファソンの思想の本筋からの逸脱や勇足として生じたというよりも、むしろかれの思想の本質それ自体に素地をもつていたということを示そうとしたものである。

この点を説明する上で本稿が分析視角として活用したのはモートン・ホワイトやギャリー・ウィルズの研究以来取り上げられることの多くのなった道徳感覚という概念である。ジェファソンの自由に関する思想的限界は、一言いえばこの道徳感覚という概念の性格に由来しているといってよい。善性を根底にえた人間観は一見楽観的で善意に満ちた様相を帯びてはいるが、じつはその根底に善性が敷かれているというまさにそのゆえに、逆説的にも自由に対する不寛容さや独善、非人間的な抑圧を生むというのが本稿の結論である⁽⁴⁵⁾。

注

(1) ジェファソンの思想における道徳感覚の位置ないし性格については、拙稿「トマス・ジェファソンと道徳感覚」『神戸女学院大学論集』第四十一巻

第一弾（一九九四年十一月）を参照ねた。

(e) Merrill D. Peterson, ed., *Thomas Jefferson. Writings* (New York: Library of America, 1984), p. 904.

(f) *Ibid.*, p. 121.

(g) *Ibid.*, pp. 1138-1139.

(h) *Ibid.*, p. 1139.

(6) わなみはくンリー・アダムズは『合衆国史』の中ドライジアナ購入時の手続きに觸及した際、ジェファソンの率いる「南部のリバーリカントー、ヒューケンタリニアの一派」のやり方を批判して、「かれらは自分たちの意思を押し通そうとした。かれらは必ずから力の力を頼み、目的の真摯さを確信してこたのど、むちかの力に歯止めをかける必要性を感じなかた」と述べてゐる。Henry Adams, *History of the United States* (New York : Antiquarian Press LTD, 1962), p. 117.

(i) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1172.

(j) *Ibid.*, p. 532.

(k) フィル・トマスがこの曲のヒットへの興味を評して、「だいぶかれれを裁きもしないうちかい、大統領がそししたいわを口にすくべにはなかつた」(Quoted in Leonard W. Levy, *Jefferson and Civil Liberties. The Darker Side* (New York : The New York Times Book Co., 1973), p. 71.)
「おおぐたのせ当然であった。

ジェファソンはケンタッキー決議の草案（一七九八年一〇月）では、大統領もしくは一人の人間に大きな権限が与えられるならば、「その者は自分自身が訴追者、弁護士、裁判官、陪審員を兼務し、かれの疑惑が証拠となり、かれの命令が判決の言い渡しとなり、かれの役人がその執行者となり、かれの胸中が業務の唯一の記録となるかも知れない」(Peterson, ed., *op. cit.*, p. 454.) と述べて憤ったのであつたが、自分が大統領の地位にあるわがまま、いれど裏腹なことをやつてなんら疑問を感じていなかつた。

ショーファーソンはコルヴィン(John B. Colvin)にあたた手紙（一八一〇年九月一〇日付）では、次のように述べてゐる。

「あなたが提起しておられる問題、すなはち人民の信頼を託された高い地位にある官吏の職務、しかもには法の範囲を超えた権力をふるわねばならないような事態が生じるのではないかどうかという問題は、原則上は容易に解答をあたえることがであります。実践上の問題としてみるとなかなか答えにくい問題です。成文法を厳密に遵守することは、申すまでもなく善良なる市民に課せられた重要な義務の一つです。しかしそれはもつとも重要なもの、というわけではありません。緊急時の必要性、自己保存、危険にさらされた国家の救済といった原則を守ることのほうがもっと重要な義務であります。成文法を几帳面に守ることによって國を滅ぼしてしまうれば、生命、自由、財産とともに法律それ自体を失つてしまい、われわれと一緒にいれらのものを享受しているひとびとをもすべて失つてしまうことになります。愚かにも手段のために田的を犠牲にするなどになつてしまつてあります」(略年原文イタリック) (*Ibid.*, p. 1231)。
要するに、自己保存とこの田的が最優先されるべきであり、法律を守るといふこととのために、すなはち手段のために、田的を犠牲にしてはならない形式（法律や憲法）の遵守は「の次でしかないと」いう考え方を表明しているわけである。

ジェファソンはバーとその一味が無罪放免になつた時、ブラウン(James Brown)におあたた手紙（一八〇八年一〇月一七日付）のなかで次のように述べてゐる。

「わたしはこの連中がそれ相応の罪を犯して渡されるのを期待してしまつた。戦時下では法は沈黙す（*inter arma silent leges*）ところ原則に照らしてみて、すなはち強力な敵の攻撃に常時さらされている野営地では、自己保存はどんな法にも優先するという原則に照らしてみて、わたしは反逆者を対象とする法律を形式的に適用するのではなく、善良な市民ならすべて反逆者を監禁すべきであるという点で見解の一致をみると思つております。もしわれわれが革命闘争の開始期のみならず、闘争の間じゅう、法律という手かせでもってわれわれの手を縛っていたならば、われわれは革命に勝利をおさめることができたであります。法律だけでは自己保存を達成するのにさえ不十分な場合が、つまり最終的な手段は独裁(dicator)、あわふは戒厳令(martial law)であるというような極端な場合が

アンドリュー・ラプソン（Andrew A. Lipscomb）とアル伯・エリザベス・ベルグヘッド（Albert Ellery Bergh, eds., *The Writings of Thomas Jefferson* (Washington, D.C.: The Thomas Jefferson Memorial Association, 1903-1904. 20 vols.) XII.183.

形式を振り回して法律の形式的な適用を考えるよりむしろ実質的な考へるべきであり、実質が避けられず独裁も辞さずとする発想がこゝにねばりあつたと示された。由て保存しそが第一なのであり、そのためには手段は選ばない、目的が手段を正当化するところ考へに通じる考へ方である。いうこうの考えが根底に置かれている以上、手段のレギュルではあるおもての抑止的な措置が出てくる可能性が潜んでくるといふ。

(10) ハーネ・K・ペニーカー編『富田虎勇譜』「ジャーナリズムの民主主義思想」(神戸大蔵、昭和二十六年)、三七頁(訳は若干変更)。

(11) *The Federalist*, ed. Edward Mead Earle (New York: Random House, Inc. 1937), p. 361. (これは『キ・ワ・ド・ト・リ・カ・ベ・ム』のヤダ・ハ・イ・ア・ラ・リ・バ・ンと呼ばれてゐるものであり、以降これを用ひ)。六人あるには七人のものに権力を委ねるより、六〇人あるには七十人のものに委ねたほうが無難であろう。しかしこれが六〇〇人なら七〇〇人となると話は別である。それほど多くなると混乱と放縱行動を避けることができなくなるのであるうとして本文で引いたように述べられてゐる。

(12) ジャクソン・マハーヴィル(『政治小説』)『蜂の寓話 私懲らぬわれべく』(法政大学出版局、一九八五年)、一九一-一〇頁。

(13) Paul Leicester Ford, ed., *The Works of Thomas Jefferson* (New York: Knickerbocker Press, 1905. 12 vols.), IX, 225. (以降 Ford ed., *The Works* として記す)。

ジョン・メリッシュ(John Melish)において甲紙(一七八二年一月一日付)によれば、「田舎者たゞかへん壁」のやがては「人民の本性に根柢した誠実なる眞理分別 (the natural integrity and discretion of the people)」に対する信頼の度合の壁に田舎の壁が上であつたといふ指摘である。Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1270.

大衆が暴徒化して少數派主導の暴力的な抑止がおこなわれたジャクソン時代にアボランツ・ペリーとコト論陣を張ったウェンデル・フィリップス

(Wendell Phillips) も、前述広く流布された見解のひとつとして、ベッカム・ハーバードロー(Hubbard Winslow) から聖職者の次のようない解を紹介している。やがては、いかにも出版者自身が受け入れよかつしない意見を出版する権利など持ちあわせてはいない。もしもそうした出版物が暴徒行為を引き起すなら、その罪はそれを出版した者にあることなく、かねば人民がその意見に近づきかれに合意するようになるまで時期を待つべきである。つまり「共和主義的自由」とは「多数派の声 (prevailing voice)」と同胞たちの意思が許し保護する事柄を細にかつては田舎に他ならぬ、もんがあのである。

(Wendell Phillips, *Speeches, Lectures, and Letters*. (New York: Negro Universities Press, Reprinted in 1968. Originally published in 1884 by Lee and Shepard, pp. 8-216.) いまだ許すのに多数派が是認する範囲内では、やがては大衆が支持する範囲内でのみものといつてもよい。この範囲内では、自由であり、多数派に対して異議申し立てをする自由は認めていなければ、ジャクソン期の「多数派の専制」はいうした考え方を前提としたわけで、それは遡るならばジョンソンの多数派論にもつながってゐるといふ。

ジャクソン期の改革者が既成の世論に抗するのことを使命とし、ガリソンなどが述べたように「世論変革」をひきだしたとすれば、政治家は連邦下院議員の州への配分が厳密に人口比例配分の原則に則つてなされ得ることにも示されるように、多数派世論を忠実に代弁することを使命としている。ところが、ジョンソンはもし少數派が多数派に従わなければ国家というものは存続しえなくなるといふ、もし少數派が黙従よりも分離のほうを選ぶとすれば、今度は少數派それ自体のなかの少數派が支配権を主張して反旗をひるがえすことになり、無政府状態を爆発することになるであらうと指摘し、脱退の思想はナーキーを本質としているといふ。Roy P. Basler, ed., *The Collected Works of Abraham Lincoln* (New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press, 1953), IV, 267-268. 「本幹雄『二十九——風化の像——』(出版社、一九八四年)、一九四頁。

(14) James Madison to TJ, 4 February 1790, Julian P. Boyd et al., eds., *The Paper of Thomas Jefferson* (Princeton, N.J.: Princeton University Press,

(15) ジュリアンは建国期の政治家のなかではもともと人民の自治を信頼し、多数派支配に信頼を置いた人物であった。第一次大統領就任演説（一八〇一年三月四日）の中でかれは、「人間には自らを治める政府をまかせることはできない」ということが、しばしば言われます。それならば、人間には他人を治める政府ならまかせることができるとでも云うのでしょうか」（ペドーゲー編、前掲書、一九頁）と述べ、またカートライトにあてた手紙（一八一四年）でも「トーリー主義の偉大なる使徒ヒューム」を批判して、「同胞への反逆者たるヒュームは『正当な』権力の源を、もし社会の多数者でないとする、ほかのどこに見いだすのでしょうか。少数者にでありますか。そもそもなければ、その少数者のうちの一個人にでありますか」（同右、三一頁）と述べて、巧みな反語的問いかけて自治に対する全幅の信頼感を表明している。

ジュリアンはまた多数決が守られなければ、暴力と専制主義がこれにてかわるという点を再三警告した。第一次就任演説のなかでかれは、「多数の決定には絶対に従うこと」（absolute acquiescence in the decisions of the majority）——これは、共和国の基本原理であり、これなくしては暴力以外に訴える手段がなくなりますが、暴力こそは、専制主義の基本原理であり、その直接の母胎である。またギャサウェイ（John Gassaway）にあてた手紙（一八〇九年二月一七日付）でも、「多数決の法則が承認されなくなるといふでは、政治はおわり、最強者の法則がそれにとってかわります。そして生命と財産はそれを手にするひとのやれるかのものじゃ」（Lipscomb and Bergh, eds., op. cit. XVI, 337.）と述べています。

バーバンク（Baron F.H. Alexander von Humboldt）にあてた手紙（一八一七年六月一三日付）ではジエラード、「たった一票の多数によつて声明された社会の意志でも、あたかも満場一致で声明されたのと同じく神圣なものとみなすことが、全教課のうちの重要な第一課であり、しかも十分に学ばるべき一番終わの課です」（ペドーゲー編、前掲書、三三一頁）と述べて、さればの僅差であるうと多数決は尊重されねばならないことを強調し、第一合衆国銀行の創設を認可する法案を論じたエッペス（John Eppes）あとの手紙（一八一三年一月六日付）では、あのときは「多数派によつて法律が成立しましたので、その（銀行創設を認可する法律の存続期間は）支障をあたすいから運営されるよう法律を黙認したわけですか」（Paul Leicester Ford, ed., *The Writings of Thomas Jefferson* (New York: G.P. Putnam's Sons, 1892-1899, 10 vols.), IX, 406.）と述べています。

W.Eppes）あとの手紙（一八一三年一月六日付）では、あのときは「多数派によつて法律が成立しましたので、その（銀行創設を認可する法律の存続期間は）支障をあたすいから運営されるよう法律を黙認したわけですか」（Paul Leicester Ford, ed., *The Writings of Thomas Jefferson* (New York: G.P. Putnam's Sons, 1892-1899, 10 vols.), IX, 406.）と述べています。

またハンフリース（David Humphreys）にあてた手紙（一七八九年三月一八日付）では、ジュリアンは大統領の選出回数を制限する規定がないことと触れて憲法の欠陥を指摘しつつも、「しかし十一州のうち三州のみがこれに反対したわけですから、われわれはわれわれが服従しなくてはならない、それぞれの社会の基本法である多数決の法則（the lex majoris partis）に従いますべし、われわれのほうが間違つてゐると想定しないではなりません」（Boyd et al., eds., op. cit., XIV, 678-679.）と論じている。たゞ一票の僅差でも、あるいはたとえ間違つていると思えるような事柄でも多数派の決定には従うべきであるだけではなく、自分が少数派であることが判明した場合には、自分の考えは間違つていると受け止めるべきだと主張しているわけであり、結果的に判明した頭数の多寡から逆算して正しか間違つているかを判断する発想をもつていてあるわけである。こういう発想をする場合には、少数派を擁護する論理はあわめて出てきにくくなるわけねばならない。

(16) "Speeches in the Federal Convention" (June 18, 1787.) ピエトヘル
ムゼウム。Henry Cabot Lodge, ed., *The Works of Alexander Hamilton* (New York: Haskell House Publishers Ltd., 1971), vol. I, p. 401.

(17) Charles Francis Adams, ed., *The Works of John Adams. Second President of the United States* (Boston : Charles C. Little and James Brown, 1851), VI, 7.

(18) *The Federalist*, p.54.

(19) Adrienne Koch, *The Philosophy of Thomas Jefferson* (Gloucester, Mass. : Peter Smith, 1957), p. 150. パークゼン・マーチンの著書。

ムズあての手紙（一八一三年六月一七日付）を引いて、シェファソンがシンシナティ協会に見られるような組織化された少数派に対し脅威を感じて止まつたことを指摘してい。²⁰

(20) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1338.

(21) Lipscomb and Berg, eds., *op. cit.*, XIV, 277.

ローラン『市民政府論』の第八章九五節一九九節において協同体に所属する各個人は多数派の決定に拘束されるいふを強調している。そして第一五章一七一節では、「私の指向するところは、全体の保存にあり、腐敗していく、健全な部分を脅やかす部分を、そうしてそういう部分だけを切りとることにある」（ローラン「鶴飼信成記」「市民政府論」）²²

〔若波文庫、一九六八年〕、一七四頁）云々と述べている。しかしシェファソンのようには多数派の下す判断内容が正しいから従うべきであるといった内在的な理由だけはしてこないし、多数派を道義的に正当視するもよくな理解はとつていない。ジェファソンの場合の特徴は、ただたんに形式的な理由だけをするだけでなく、道義的な理由だけをもねこなうため、少数派がマイナス方向に価値つけされるとこになってしまふという点である。

(22) 私権剥奪法の条文は Boyd et al., eds., *op. cit.* II, 189-191. に掲載されており、pp. 191-193. にこの法律に関するボイドの詳細なコメントがつけられていた。この法律はジョサイア・フィリップスとその一派がプリンセス・アン・カウンティおよびノーフォーク・カウンティで殺人を犯し、家屋を焼き払い、農場を荒廃させるなどして、ヴァージニアの善良なる住民に多大な危害を加えつたことを指摘し、裁判所の通常の形式と手続きに訴えるならば、住民を「そこの殺害と被害にわざわざになるであろう」という理由から、もしフィリップスとその一派が一ヵ月以内に総督のもとに出頭してきて身柄を委ねるといふをしないようなら、ひとはこいつなんとかかれを追跡し、殺害しもつとも罪に問われることはないと語っていた（*Ibid.*, pp. 190, 193 note 5）。ボイドはシェファソンが三人のメンバーか、あるいはの法案の起草委員会の委員長であり、法案起草の中心人物であつたことを認めてい。²³ (ibid., p. 193)。また次に引くのはシェファソンが後年ワート（Wirt）によって書いた手紙（一八一四年八月一四日付）の一節であるが、これにちれば、シェファソンは私権剥奪法を當時総督であった

ペトリック・ヘンリー（Patrick Henry）と相談して決めたことが分かる。すなわち、「當時総督であつたハリー・エドワードの問題をわたしに持ちかけてしまひました。われわれは一人じゅう、ぬしかれ（フィリップス——筆者）が

一定期間内に出頭しておいで裁判を受けなによつたが、最善の方策は私権剥奪法案である」と考へました」（*Ibid.*, p. 191）。

(23) *Ibid.*, p. 192.

ボイドは「一七八八年の私権剥奪法案についていふべくいふは、少なくともそれが政治の三権分立の原則に対するトマス・シェファソンの信念を著しく侵害するものであったということである」（*Ibid.*, p. 192）とも述べています。

(24) *Ibid.*, p. 191.

牧家ロナルド・レヴィによれば、実際にはフィリップスらは通常の形式の裁判にかけられた後、死刑されたようである。すなわち、フィリップスらは私権剥奪法が発効するまことに捕らえられたので、通常の方法で起訴され、裁判にかけられた。罪状は反逆罪（high treason）ではなく、謀殺（murder）あるいは放火（arson）ですかね／＼十八人分のフェルト帽と五ポンドのより糸を略奪したというのでも、価格にしてわずか四十五シリングに過ぎなかつた。フィリップスらの罪状に関するシェファソンと議会側の思い込みがいかに一方的であり、情報が不確かであるにもかかわらず、かれらがいかに過剰に反応したかがよく分かるといえよう。ただ強盗も死刑を科しうる重罪の一つであつたので、罪人たちは結局は死刑にされたわけであるが、ランブルの発言からも窺われるようだ。当時の人がとはフィリップスらの処刑は私権剥奪法のもとだなされたと思いつ込んでいた。Levy, *op. cit.*, pp. 36-37.

(25) Quoted in *Ibid.*, p. 38.

(26) Boyd et al., eds., *op.cit.*, II, 192.

道徳感覚といふ善性の内在を信じ、人間本性を信じる樂観的な立場は、自分の主觀的な善意や思ひ込みを絶対化することによって、確信犯的な概念のもとに冷酷な抑圧をおこなう可能性を秘めているといえる。

(27) Ford, ed., *The Works*, XI, 538.

(28) *The Jefferson Papers* [Collections of the Massachusetts Historical

Society, Seventh Series, Boston, 1900] I, 327.

「ヘンリイ・ディアーノー（Henry Dearborn）はおいた手紙（一七八五年）[即、十七五]のなかで、アホルマニヤの「教説」（apostasy）を嘆いてゐる。Lipscomb and Bergh, eds., *op. cit.*, XIV, 288.

(2) R・ホフスタッター（井田富一夫、藤田六千鶴）『米國の田舎の歴史』

（東京大学出版部、一九八〇年）、三一一—三二一頁。

メッガードは、当時普通の「州立大学は、宗教に対し無関心ではなかつた。当初から宗教の儀式を教育に取り入れてゐた。——つまり、聖書研究会、毎日の祈禱、強制的礼拝出席、伝道集会などを行つてゐた」と述べている。宗教的色彩を払拭しようとするガーディニア大学のいつした方針は、当時の雰囲気の中ではあくまで進歩的なものであり、戦闘的な宗派からガーディニア大学は「神なき」大学として憎しみを買つた。W・P・メカーナ（新川健三郎、訳註）『米國の田舎の歴史』（東京大学出版部、一九八〇年）、三九五—三九六頁。

(3) H.A. Washington, ed., *The Writings of Thomas Jefferson* (Washington, D.C.: Taylor & Maury, 1854), VII, 196.

(31) Peterson, ed., *op. cit.* p. 1452.

(32) *Ibid.*, pp. 1513—1514.

(33) Washington, ed., *op. cit.*, VII, 397.

(34) Quoted in Robert M. Hutchins, *The University of Utopia* (Chicago: The University of Chicago Press, 1953), pp. 78—79.

(35) *Ibid.*, p. 79.

(36) *Ibid.*, pp. 78—80.

(37) ハーバード大学の史家レナード・ルカイの指摘した所によると（Levy, *op. cit.*, pp. xvii, 14—15, 45.）宗教に限らず、リバーランド地方をもつてゐる。

たゞ、『セントラルアップル』の「質問」七ヶ条シリアルは受け入れられた各種の宗教については如何?」のなかでかれは、「政府の合法的な権限といふものは、他人を害するような行為に対しのみ及ぶものである。しかし、たゞえば私の隣人が神の数は一〇もあるといつても、あるいは神は存在しないのだとしても、私には少しも害を及ぼすことはない。それは、私の財布を奪うるものなし」（中略訳）

『ガーディニア賞文書』、一八六頁と述べてゐる。そしてわがは画題をついで、「思想を強制的对象にするとしても、誰を宗教裁判の当事にするとうのが、結局選ばれるのは誰かをおかしゃやうに人間であり、良からぬ激情に支配され、公私双方のあまやかな動機にも支配された人間ではないのか。……思想の画一性といつのは、果して望ましいものであらうか。か。……思想の画一的であることが望ましくないのと同じではないのか。どうしても画一にしたいなら、プロクルステスの寝台をもちこむことだ。・・・見解に相違があることは、宗教においては好都合なのである。こゝへかの宗派があれば、お互いの監察官としての働きをするからである。一体思想の画一性などといふのは、果たしうることなのであるうか」（同右、一八八頁）と述べて、リバーランド見解を示している。そしてベンシルヴァニア州やニューヨーク州でげんに多くの種類の宗教が共存しうまく機能していることを指摘している（同右、一八九頁）。「信教自由法案」のなかでもジエファソンは、「自分自身語りやすく、また神の啓示を受けておらぬにもかかわらず、他人の信仰を支配する権利があるなどと想定して、自分自身の見解や思考方法を唯一の真実かつ無謬のものだと、他人にこれを押しつけようとしてきた世俗や教会関係の立法者と支配者たちの不遜な態度が、世界各地に歴史の全時代を通じて偽りの宗教を打ち建てこれを維持してきたのであつた」（Peterson, ed., *op. cit.*, p. 346）と述べて、信教の強制を批判している。またガーディニア大学における宗教の扱い方もリバーランド、リバーランドでは史家ホフスタッターも「ジエファソンは、大学を一宗派に偏らせず、すべての宗派を尊重する」とよって、宗派間の反目を避けたこと考へてゐたのであつた。したがつて彼は、設立早々の教師の募集に際して、自分も回向も、宗派的教義を考慮しないことが望ましいと忠告してゐる（ホフスタッター、前掲書、三一一頁）と述べてゐる。しかし残念なことに、この寛容なのはじめは宗教だけに限定されたものであり、なにをもって共和主義的とみなすかといった政治思想の問題になると、とにかくかれは意見の多様性や異質な見解の存在など認めようとしている。自分を「最善の裁判官」とみなしで異端を教化しようとする努力を開始するわけである。

(38) ホフスタッター、前掲書、三一五頁。

(33) 「自由の使徒」という表現は、一九四三年四月二二日はフランクリン・D・ロウズベルトがトマス・ジエラード・ローレンス記念館の開館式でおこなった演説のなかで用いてされた。Francis Coleman Rosenberger, ed., *Jefferson Reader: A Treasury of Writings About Thomas Jefferson*. (New York : E. P. Dutton & Company, Inc. 1953), p. 246.

(34) ハーマン・K・ペイジー（子爵）『トマス・ジエラードの記録』『トマス・ジエラードの記録』（中題訳、笠置因○母）(Saul K. Padover, *Genius of America* (McGraw-Hill Book Co., New York, 1960))。日本題。

(35) Dumass Malone, *Jefferson and His Time* (Boston : Little, Brown, 1948 -1981), vol. 1, p. 179.

(36) Peterson, ed., *op. cit.*, p. 1082.

(37) *Ibid.*, p. 493.

(38) ハーマンの孫娘リチャード・レヴィ, *op. cit.*, pp. 20-24, 167-169. これは約翰・ハーマンの「枚挙の難い」の言葉の「トマス・ジエラードの逸脱は、慈善や精神の卑しおに起因するものではなかった」(*Ibid.*, p. 20.)と並んで述べる。そして暗黒面を生んだ原因として、ひどいはかねが十分に自由主義的 (libertarian) でなく、たゞ、「もつとも大きな目的（たゞしば自卫保存、国家の維持）のために、状況の緊急性に迫られて自由主義的な考慮を犠牲にせざるをえなかつたことを挙げてゐるが、本書の説明はさういかといふべき状況のみに終始していじ、なぜ十分に自由主義的たりえなかつたのかについては、あるいはなぜ抑圧を生みやれるをえなかつたかという思想的な理由については解説されていない。

(39) なお政敵を異端視し、その消滅をもくろむジョファソンのかたくな態度は、当時はまだ対立政党のレジデンシーパーティーを認める観念が確立していないところと関連している。ちなみにこの点は、リチャード・ホフスタッター『政党制度の観念』(Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840* [University of California Press, 1970]) が次のような点を指摘している。一八世纪には政党が存在するといひ固体を看過する考え方方が一般的であり、政党の機能を積極的に評価する見方はまだ確立していないかった(第一章)。ジョファソンもいうした意味での一八世纪的な反政党思想

に強くといひわれており、かれは政敵フェデラリストのレジデンシーパーティーに対しては、決してこれを認めようとはしなかつた。そして政治に携わるもののが堅持すべき正しい態度は、政党や党派精神から超越し、その外部に立つことであると確信していた(第四章)。野党的レジデンシーパーティーを認める態度が確立するのは、「ヴァージニア王朝」以後登場してくる政治家たちの世代においてであり、ヴァンダーラーンは党派精神や野党的存在を積極的に肯定するという意味での近代的な政党觀を身につけた典型的な政治家である(第六章)。ホフスタッターのこの著作については、安武秀岳「リチャード・ホフスタッター『政党制度の観念』紹介」(『歴史研究』[愛知教育大学歴史学会] 第一九号、昭和四七年) のコメントが示唆に富む。

(原稿受理 一九九四年九月九日)